

令和7年度保育所等利用申請【オンライン申請に添付する書類の準備】

申請情報を入力したのちに、必要書類（データ）を添付します。

1. 必要書類（添付書類）の確認

横浜市ホームページの「令和7年度に保育所等の利用を希望する方へ」に掲載されている「横浜市保育所等利用案内」の P.16～18 を確認し、保育を必要とすることを証明する書類等を準備します。

2. 添付書類の PDF ファイル化、画像化

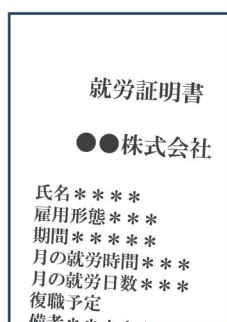
- ① 必要書類がそろったら、PDF 化（できない場合は写真（画像）データ化）します。
※就労証明書はExcel形式（拡張子が xlsx）でのご提出も可能です。
- ② データ化した必要書類のファイルサイズが9メガバイト以下であることを確認します。

【画像データ（写真）で証明書類等を添付する際は特にご注意ください】

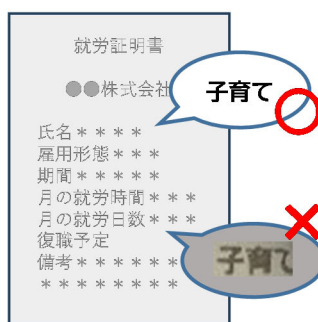
××処理に進めなくなる事例×× ×× ×× ×× ×× ×× ××



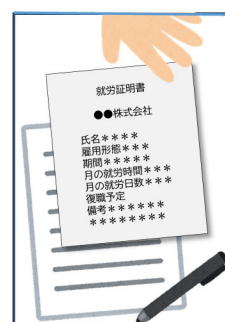
事例①
撮影時の
影が写り込んでいる



事例②
一部が欠けている



事例③
画像が暗い。または
文字が薄い、つぶれ、
カスレ、にじみがある



事例④
他のものが映り込み
証明書類が小さい

【参考】スマートフォンでPDFファイルを作成する方法(例)

他の方法もあります。バージョンにより操作が違う場合があります。

- ① 添付する書類を、明るい場所に水平に置きます。
- ② スマートフォンで撮影し、保存します。

写真よりも
印字内容がクリアで
読み取りやすいです！

【iPhoneの場合】

「メモ」を長押し
→「書類をスキャン」→撮影、保存



【Androidの場合】

「Googleドライブ」を開く→新規「+」→「スキャン」
→撮影、保存



9 申請に必要な書類

令和7年度横浜市保育所等利用案内より抜粋

給付認定・利用調整に影響する場合がありますので、最新の様式を使用し、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認の上、提出してください。提出した書類は返却できませんので、コピー等をもって保管することをおすすめします。なお、申請時の状況から、転職や退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他世帯の状況に変更があった際には、別途手続きが必要です。(P28、29)

(1) 全ての方が必要な書類

必要な書類	注意点
A 給付認定申請書 兼認定内容確認票	
B 利用申請書（保育所等用）	オンライン申請では
D マイナンバー記入用紙、本人確認書類	
提出書類確認票（兼重要事項確認票）	提出する必要はありません
返信用封筒 ※受付確認の書類返送用 （長3サイズ程度・110円切手を貼付けしたもの）	

オンライン申請の場合、申請書の内容を入力するため別途提出する必要はありません

(2) 保育を必要とすることを証明する書類 ※該当するすべての書類を提出してください。

保護者の状況	必要な書類
就労 雇用されている方 （内定の場合を含む） 自営業の方	就労証明書（2024年9月に横浜市が公開した様式で、提出日時点の雇用状況（内定等の予定含む）等を証明するものを提出してください。証明日が、提出日から6か月より前のものである場合、給付認定及び利用調整上不利になることがあります。） ・利用調整上のランクにおいては、「一月当たりの就労日数」及び「就労の合計時間（月間）」で判断します。記載漏れがないか必ずご確認ください（P22参照）。 ・基準日の翌日以降に就労開始の場合で、基準日時点で他での就労実績がある方は、備考欄に退職日が記載されている前職の就労証明書も提出してください。（基準日時点において「就労している」として取り扱うことができます。） ・就労先が複数ある場合は、それぞれの就労先事業者等による証明が必要です。また、タイムスケジュール等、1週間の勤務時間が分かる書類も提出してください。 ・横浜市から就労先事業者等に連絡する場合があります。 ・必ず、横浜市ウェブサイト（もしくは裏面「記入する際にご確認いただきたいこと（重要）」）をご確認ください。作成を依頼する就労先にも、確認するようお願いください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/shurouhoumeisho.html 
出産 妊娠しているとき、 出産の準備や出産後の 休養が必要なとき	母子健康手帳のコピー 「表紙」と「分娩（出産）予定日が確認できるページ」のコピー ※横浜市の母子健康手帳はP4に分娩（出産）予定日欄があります。
病気・けが 保護者が病気・けがのとき	診断書等 医療機関が証明する保育が困難な状況、傷病名が記載されたもの
障害 保護者に障害があるとき	※身体障害者手帳の場合 …手帳番号、本人欄、障害名・交付履歴等（記載がある場合）が確認できる部分のコピー 愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の場合 …手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー
介護・看護 病人や障害者、 要介護者を介護しているとき	・病人の診断書または介護を受けている方の障害者手帳等※のコピー、介護保険被保険者証のコピー等 ・タイムスケジュール
通学 保護者が学校に通っているとき	・通園・通学証明書 ・タイムスケジュール
	・通所（通学）先の発行する証明書 ・付添いのタイムスケジュール
	・在学証明書 ・在学期間・時間割の分かる資料 時間割表が提出できない場合は授業内容等が分かる書類（カリキュラム等）およびタイムスケジュール

- * 証明書等の提出がない場合には、求職中と同等ランク（認定期間が3か月）の取扱いとなります。
- * 様式および記入例は、横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。（P39【利用案内・様式のダウンロードなど】）
- * きょうだいで同時に申請を行う場合は、きょうだい人数分のコピーを添付してください。
- * 地域型保育事業等を利用する児童が卒園後も育児休業中の利用継続を希望する場合には、P32を確認してください。

(3) 申請児童や世帯の状況により必要となる書類 ※該当する事項があるか、確認してください。

世帯の状況等	必要な書類	
常態的に月2回以上の夜勤がある方	夜勤証明書 ※就労証明書とは別に、就労先に作成を依頼してください。	
横浜保育室、川崎認定保育園を ・利用している方 ・卒園した方	利用している方	在園（利用）証明書または契約書のコピー等証明書類
	卒園した方	卒園証明書
児童名・利用期間の分かる証明資料を提出してください。		
地域型保育事業、認可乳児保育所、本市の年度限定保育事業を ・利用している方 ・卒園した方	利用している方	在園（利用）証明書または契約書のコピー等証明書類
	卒園した方	卒園証明書
児童名・利用期間の分かる証明資料を提出してください。 ※以下の方は証明資料の提出は不要です。 ・横浜市内の地域型保育事業・認可乳児保育所を利用または卒園した方 ・横浜市内で認定を受け、横浜市内の地域型保育事業等を利用または卒園した方 ・基準日時点で年度限定保育事業を利用しており、令和7年4月申請をする方		
上記以外（認可外保育施設、ベビーホテル、幼稚園等）を有償で月64時間以上利用している方	在園（利用）証明書または契約書のコピー等証明書類 契約書のコピー等を提出する場合は、在園（利用）証明書の項目が分かる書類を提出してください。 ※契約書の利用期間が1か月未満の場合、利用実績がわかるよう在園（利用）証明書をご提出ください。 ※複数施設の利用で月64時間以上になる場合は、各施設の証明書類が必要です。 ※一時保育や幼児教育・保育の無償化による保護者負担が0円の場合も含みます。	
申請児童の弟、妹の産前産後休業、育児休業の取得により保育所・横浜保育室等を退園し、復職のため再度申請をする方 ※年度限定保育事業は除く	在園（利用）証明書等 利用期間の分かる証明資料 ※以下の方は証明資料の提出は不要です。 横浜市で認定を受け、認可保育所・認定こども園・認可乳児保育所・小規模保育事業・家庭的保育事業等を退園した方	
地域療育センターを親子通園していることにより、就労日数が減少している場合 ※きょうだい児が親子通園している場合も含みます。	サービス等利用計画・障害児支援利用計画のコピーおよび就労日数が減少していることの申立書	
申請日時点では横浜市内に住んでいるが、利用開始日の前日までに横浜市に転入する方（P14）	申請時点で横浜市内にお住まいの方はオンライン申請では申請できません。	
出生前に利用申請をする方 ※4月一次申請に限ります。（P13）	オンライン申請では出生前申請はできません	
生計中心者が失業している場合 ※利用開始日の前1年以内の離職に限ります。	・離職票のコピー ・雇用保険受給資格者証のコピー ・退職証明書のコピー 等 離職年月日の分かるいずれかの書類を提出してください。	
保護者が保育士等の資格を有しており、横浜市の待機児童の対策に資する施設・事業や保育施設・事業で保育業務に従事または内定している場合（派遣職員は除く） ※対象の施設・事業は、P22で案内している利用調整基準の別表2「9 保育士等」を確認してください。 ※市外在住の方も対象となります（必ずP14参照）。	保育士証（または国家戦略特別区域限定保育士証）、看護師免許証、保健師免許証、助産師免許証、准看護師免許証、幼稚園教諭免許状のコピーおよび保育士等就労に関する誓約書兼証明書 ※幼稚園教諭は、市型預かり保育または2歳児受入れ推進事業実施園に限ります。 ※地域型卒園児の育休利用継続の場合は、保育士等の優先的取扱いの対象外です。 ※保育士等の子どもの優先的取扱いにて入所した場合は、「保育士等就労に関する誓約書兼証明書」に記載されている事項を遵守していただく必要があります。	
保育を必要とする事由が「介護」以外で、親族の介護を行っている場合	・介護を受けている方の障害者手帳等のコピー、 介護保険被保険者証のコピー等 ・タイムスケジュール	
同一世帯に障害児（者）等がいる方	身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	手帳のコピー
	国民年金の障害基礎年金等を受給している方	年金証書のコピー
	特別児童扶養手当を受給している方	受給証明書のコピー
【施設・事業を利用する際に必要】 きょうだい児多子軽減の届け出をする方	きょうだい児多子軽減届出書（裏：在籍等証明書） ※提出対象の施設・事業はP25(4)を確認してください。	

保護者が以下の状況にあてはまる場合は、必要な書類を提出してください。

(例えば、父母世帯で父母それぞれがあてはまる場合は、父母それぞれの証明書類が必要です。)

証明書類については、自治体により名称が異なりますので注意してください。

利用開始 希望月	状況	必要書類
令和7年4月～8月利用希望の方	令和6年1月1日現在、 横浜市に住民登録がない方 ・令和6年1月2日以降に横浜市に転入された方 ・単身赴任等で保護者の住民票が横浜市内にない方 等	・令和6年度住民税(非)課税証明書(コピー可) (令和6年1月1日現在の居住地の市区町村が発行するもの) または ・(給与所得の方) 令和6年度住民税特別徴収税額通知書のコピー ・(給与所得以外の収入がある方(例:自営業の方等)) 令和6年度住民税納税通知書のコピー ※ 合計所得金額や総所得金額、税額控除額が分かるものを提出してください。
	令和5年中に 海外勤務または居住期間がある方	・海外収入申告書(収入がない場合も提出してください) ・令和5年中の海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類(2023年1月～12月の12か月分) (会社からの給与支払証明書等) ※ 国内での所得があった場合、その所得額や社会保険料等各種控除額等の証明書類も提出してください。
令和7年9月～令和8年3月利用希望の方	令和7年1月1日現在、 横浜市に住民登録がない方 ・令和7年1月2日以降に横浜市に転入された方 ・単身赴任等で保護者の住民票が横浜市内にない方 等	・令和7年度住民税(非)課税証明書(コピー可) (令和7年1月1日現在の居住地の市区町村が発行するもの) または ・(給与所得の方) 令和7年度住民税特別徴収税額通知書のコピー ・(給与所得以外の収入がある方(例:自営業の方等)) 令和7年度住民税納税通知書のコピー ※ 合計所得金額や総所得金額、税額控除額が分かるものを提出してください。
	令和6年中に 海外勤務または居住期間がある方	・海外収入申告書(収入がない場合も提出してください) ・令和6年中の海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類(2024年1月～12月の12か月分) (会社からの給与支払証明書等) ※ 国内での所得があった場合、その所得額や社会保険料等各種控除額等の証明書類も提出してください。

- ・あてはまる状況が複数ある場合は、証明する資料を全て提出してください。
- ・申請締切日までに住民税(非)課税証明書等の提出がない方は、利用調整で劣後する場合があります。
- ・市民税が未申告の方は、利用料が最高階層(最高額)となります。また、利用調整で劣後する場合があります。収入がない方であっても、原則として市民税の申告は必要です。